

改正

平成20年11月14日 告示第145号
平成23年10月31日 告示第153号
平成24年10月18日 告示第141号
平成27年 3 月 31日 告示第70号
平成28年 5 月 12日 告示第114号
令和 4 年12月23日 告示第176号
令和 7 年 1 月 28日 告示第 7 号

印西市建設工事適正化指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、印西市（以下「市」という。）が発注する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約における全ての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約における全ての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (8) 特例監理技術者 法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。
- (9) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (10) 市発注工事 市の発注する全ての工事をいう。
- (11) 工事担当課長 当該建設工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課等の長をいう。

(契約の締結)

第 3 条 市と建設業者との間における請負契約は、法第19条各号に掲げる事項

が記載された書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容の下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

（一括下請の禁止等）

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

（下請契約の締結の制限）

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するために次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

（1） 下請代金の額が1件で5,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）の下請契約

（2） 1件の工事で下請契約が2つ以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上）の下請契約

- 2 元請業者は、建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。ただし、次に掲げる建設工事を除く。

（1） 建築一式工事にあっては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造工事

（2） 建築一式工事以外の工事にあっては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

（技術者の適正な配置）

第6条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置き、工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては8,000万円以上）となる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。ただし、監理技術者にあって、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではない。この場合において、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

- 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第30条に定める数を超

えるときは、適用しない。

- 5 第3項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから選任しなければならない。
- 6 法第26条の3第3項から第8項までの規定を満たしている特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

（元請業者の義務）

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。
- （2）元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用し、注文した建設工事を施工するため、通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- （3）元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用し、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させ、その利益を害しないこと。
- （4）元請業者は、下請業者からその請け負った工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- （5）元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過する日以前の引渡し期日の特約の規定がある場合は、この限りでない。
- （6）元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由なく下請代金の額を減じないこと。
- （7）市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事における全ての下請業者に対し、この要綱に定める事項を遵守するように指導に努めること。

（下請代金の支払条件）

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と市との請負契約における支払条件にかかわらず、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対し資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努め、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努め

ること。

- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を元請代金の支払を受けた日から1か月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第5号の申し出の日（特約の規定がある場合にあっては、その期日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由なく、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、120日以内とし、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、次に掲げる事項の全てを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつて

は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。

(10) 過去において労働災害を起こしていないこと。

(11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。

(12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

（施工体制の把握）

第10条 建設業者は、市から直接建設工事を請け負ったときは、施工体制台帳及び作業員名簿（別記第1号様式又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（別記第2号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書及び作業員名簿（別記第3号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。

3 第1項の建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市に提出しなければならない。

4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

5 第1項の規定により作成建設業者（施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下同じ。）は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、通知書（別記第4号様式又はこれに準ずる様式）により作成建設業者に該当する旨の通知を行わなければならない。

6 第2項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、通知書（別記第5号様式又はこれに準ずる書式）により再下請負通知人に該当する旨の通知を行わなければならない。

（雇用条件等の改善）

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用、労働条件の改善等を図るため、次に定める事項について措置するものとする。

(1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

(2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成のうえ、労働基準監督署に届け出ること。

(3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。

(4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工し、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。
- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。ただし、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職全共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。ただし、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用する全ての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努め、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- (12) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。この場合において、特に、市から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。
- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。
- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- (18) 前各号に定める事項のほか、政令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

2 市から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工

程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事における全ての下請負業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

- 3 市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

（市発注工事における届出）

第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、市との請負契約締結後、原則として1か月以内に下請業者選定通知書（別記第6号様式）により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。

- 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（別記第7号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。

- 3 前2項の届け出事項に変更があったとき、当該建設業者は、下請業者変更届（別記第8号様式）又は変更通知書（別記第9号様式）により2週間以内に市長に提出しなければならない。

（点検及び調査）

第13条 工事担当課長は、前条第1項の届出を受理したときは、施工体制等点検表（別記第10号様式）に基づき施工体制等について点検しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の点検のほか、市発注工事については入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

- 3 工事担当課長は、前項の調査の結果、速やかに調査等報告書（別記第11号様式）により、市長へ報告のうえ、契約担当課長にその報告書の写しを送付するものとする。

（監督職員等）

第14条 工事担当課長は、市発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに監督職員選任（変更）通知書（別記第12号様式）により当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 工事担当課長は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書（別記第13号様式）の提出を求めることができる。

（不正事実の申告）

第15条 建設業者にこの要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

（指導勧告等）

第16条 市長は、建設業許可行政庁の指導又は建設業許可行政庁との協議等に

より、この要綱に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

(1) 必要な助言、指導及び勧告を行うものとする。

(2) 市の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に従わないとき又は第12条に規定する届出事項に虚偽の記載等があったときは、市発注の受注に対し考慮するものとする。

(建設副産物等の処理等)

第17条 施工者（建設工事の施工を行う者をいう。以下同じ。）は、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られた物品（建設発生土（建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。）及び建設廃棄物（建設副産物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）等の処理に関して、関係法令等の規定に従い、発生の抑制、再利用及び減量化等適切に処理しなければならない。

2 施工者は、前項の規定により建設副産物等を処理する場合は、関係法令等に規定する様式に従い市に提出し、説明するものとする。

(工事カルテの作成及び登録)

第18条 請負代金の額が、500万円以上の市発注工事を直接請け負った建設業者は、請負契約締結後10日以内に工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、当該工事の工事カルテを作成し、監督職員の確認を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センター（昭和60年11月15日に財団法人日本建設情報総合センターという名称で設立された法人をいう。以下「センター」という。）に登録し、センター発行の工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。

2 請負代金の額が2,500万円以上の工事については、登録内容に変更があった場合及び当該工事が完成した場合は速やかに工事カルテを作成し、監督職員の確認を受けた後にセンターに登録し、センター発行の工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に疑義が生じた場合は、適宜、関係機関又は関係部局と協議し定めるものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月14日告示第145号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日告示第153号）

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年10月18日告示第141号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市建設工事適正化指導要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結した契約について適用し、施行日以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年 3 月31日告示第70号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市建設工事適正化指導要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結した契約について適用し、施行日以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年 5 月12日告示第114号)

この告示は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年12月23日告示第176号)

この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 1 月28日告示第 7 号)

この告示は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。